

経 済 産 業 省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 19 第 8 号
経済産業省貿易経済協力局

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品」の輸入の承認について」を別紙のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品」の輸入の承認について

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

記

1 対象品目

関税率表の番号等	品目
84・11	・軍用航空機用原動機（部分品を除く。）
8412・10	・軍用航空機用原動機
8412・39	・軍用航空機用原動機
8412・80	・軍用航空機用原動機
87・10	・戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。）及びその部分品
88・02	・軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。）
89・06	・軍艦
93・01	・軍用の武器
93・02	・けん銃
93・03	・その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの
93・04	・その他の武器
93・05	・関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品（関税率表第9305・99号であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザ製又は紡織用繊維製のものを除く。）
93・06	・爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）
93・07	・刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや

2 申請者の資格

- (1) 関税率表の第84・11項、第8412・10項、第8412・39項、第8412・80項、第87・10項、第88・02項及び第89・06項に該当する貨物

国から輸入の委託を受けた者又はこれに準ずる者

- (2) 関税率表の第93・01項に該当する貨物

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第3条の4第1号から第4号までの一に該当する者又はこれらに準ずる者

- (3) 関税率表の第93・02項に該当する貨物

銃刀法第3条の4各号の一に該当する者又はこれらに準ずる者

- (4) 関税率表の第93・03項に該当する貨物（銃刀法の適用を受けない貨物を除く。）

武器等製造法（昭和28年法律第145号。以下「武等法」という。）第17条の規定による猟銃等製造事業者、武等法第18条ただし書の許可を受けた者、武等法第19条の規定による猟銃等販売事業者（武等法の対象から除かれている銃砲を業務のために輸入する場合は銃刀法第3条第1項第11号による届出等をした者。）、国若しくは地方公共団体から輸入の委託を受けた者、銃刀法第4条第1項の規定による所持の許可を受けた者、前記以外の者であって銃刀法第3条第1項の規定により所持が認められている者又はこれらの者から輸入の委託を受けた者

(5) 関税率表の第93・04項に該当する貨物（護身棒、投石機等を除く。）

① 高圧ガス保安法の適用除外とされているエアゾール製品等

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第3条第1項第8号の適用除外に該当することを証する書類を有する者

② 準空気銃（銃刀法第21条の3に規定するものをいう。）

銃刀法第21条の3第1項の規定により所持が認められている者、国若しくは地方公共団体から輸入の委託を受けた者又はこれらの者から輸入の委託を受けた者

③ ①及び②以外のもの（ただし、高圧ガス保安法の規定の適用を受ける貨物を除く。）
2の（2）及び（4）と同じ

(6) 関税率表の第93・05項に該当する貨物

① 関税率表の第93・01項に該当する貨物の部分品及び附属品

2の（2）に該当する者又は武等法第3条の規定による武器の製造事業の許可を受けた者若しくはその者から輸入の委託若しくは発注を受けた者

② 関税率表の第93・02項に該当する貨物の部分品及び附属品

2の（3）に該当する者

③ 関税率表の第93・03項に該当する貨物の部分品及び附属品

2の（4）に該当する者

④ 関税率表の第93・04項に該当する貨物の部分品及び附属品

2の（5）に該当する者

(7) 関税率表の第93・06項に該当する貨物

① 火工品（火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）第2条第1項第3号の火工品（下記②に掲げるものを除く。）に限る。）にあっては、次のいずれかに該当する者

(イ) 火取法第5条の規定による販売営業の許可を受けた者であって、かつ火取法第12条第1項の規定による許可を受けている者又は火取法第13条ただし書の規定による許可を受けている者

(ロ) (イ)以外の者にあつては、申請貨物につき火取法第24条の規定に基づく輸の許可を受けた者

② 対人地雷（対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成10年法律第116号。以下「地雷法」という。）第2条に定義されるものに限る。）にあっては、地雷法第5条第1項の規定による所持の許可を受けた者又は許可を受けた者から輸入の委託を受けた者

③ ①及び②に掲げる物品以外のものにあつては、①に該当する者又は2の（2）から（6）までのいずれかに該当する者

(8) 関税率表の第93・07項に該当する貨物（銃刀法第2条第2項に規定する「刀剣類」であつて、部分品及びさや等を除く。）

銃刀法第3条第1項の規定により所持が認められている者、銃刀法第4条第1項の規定によ

る所持の許可を受けた者、銃刀法第14条第1項の規定による登録を受けた刀剣類を輸入しようとする者、国若しくは地方公共団体から輸入の委託を受けた者又はこれらの者から輸入の委託を受けた者

- (9) 上記(1)から(8)までに掲げる貨物以外の貨物にあっては、当該貨物を輸入しようとする者

3 書面申請手続

(1) 申請書の提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(2) 申請書の受付時間

毎週火曜日及び木曜日の午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

(3) 申請書の提出部数等

① 申請書式

輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2通

② 記入上の注意

I 申請の明細のうち、「2商品名」の欄及び「3型及び銘柄」の欄には申請貨物が特定されるように記入のこと。同欄に書ききれない場合には、特定される個々の商品名、型式等及び各々の数量並びに総数量を記載した別紙を添付すること。（様式自由。ただし、関税率表の第93・03項の散弾銃及びライフル、第93・04項の空気銃並びに第93・05項の銃身・弾倉（第93・03項の散弾銃用及びライフル用並びに第93・04項の空気銃用のものに限る。）にあっては、別紙様式2によること。）

(4) 添付書類

① 2の(1)に該当する場合

- (イ) 機械類輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕 2通
- (ロ) 当該申請品目の輸入を必要とする理由を説明する書類〔様式自由〕 2通
- (ハ) 申請者の資格を有することを証する書類の写し 2通
- (ニ) 当該輸入商品のカタログ類 2通

② 2の(2)から(8)までに該当する場合

- (イ) 機械類輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕 2通
- (ロ) 明細書（関税率表の第93・03項の散弾銃及びライフル、第93・04項の空気銃並びに第93・05項の銃身・弾倉（第93・03項の散弾銃用及びライフル用並びに第93・04項の空気銃用のもの。）に限る。）〔別紙様式2〕 2通
※輸入承認申請書別紙として添付すること。
- (ハ) 申請者の資格を有することを証する書類の写し 2通
- (ニ) 当該輸入商品のカタログ類 2通

③ 2の(9)に該当する場合

- (イ) 機械類輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕 1通
- (ロ) 当該輸入商品のカタログ類 1通

④ この輸入の承認に当たり必要がある場合には、許可書等の原本並びに①から③に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

⑤ 提出書類は原則として返還しない。ただし、許可書等の原本は確認後返還する。

(5) 添付書類の省略

3 (4) ② (ハ) の申請者の資格を有することを証する書類のうち、次に掲げる書類（以下「資格許可書等」という。）については、本輸入注意事項に基づく輸入の承認申請又は本輸入注意事項以前の輸入発表に基づく輸入割当申請において、資格許可書等の写し2通及び別紙様式3による申請者本人が当該書類の写しは原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本誓約書」という。）2通を提出し受理された場合には、以降の同様の申請において、資格許可書等の添付を省略することができる。

また、提出した資格許可書等に変更があった場合には、その後の輸入の承認申請（本輸入注意事項以前の輸入発表に基づく輸入割当申請を含む。）において、変更後の資格許可書等の写し2通及び原本誓約書2通を提出し受理された場合には、以降の同様の申請において、資格許可書等の添付を省略することができる。

- ① 武等法第17条の規定による猟銃等の製造の許可
- ② 武等法第18条ただし書の規定による猟銃等を試験的に製造することの許可
- ③ 武等法第19条の規定による猟銃等の販売の許可
- ④ 火取法第5条の規定による火薬類の販売営業の許可
- ⑤ 火取法第12条第1項の規定による火薬庫設置等の許可
- ⑥ 火取法第13条ただし書の規定による許可
- ⑦ ①から⑥までの許可書の内容を変更したことを証する書類

4 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、宛先を記入のこと）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch, 2HD, 1.44MBフォーマット済みのもの）

（注）外国法人又は外国人の場合は、登記簿謄本又は住民票にかえて所在の証明できる書類

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

- ③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

- ① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

(イ) 経済産業省配布の申請書編集ソフトウェア

(ロ) テキストエディタ

(ハ) XMLエディタ

- ② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。
インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

M

(6) 受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。
※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

① 2の(1)に該当する場合

- (イ) 機械類輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕
- (ロ) 当該申請品目の輸入を必要とする理由を説明する書類〔様式自由〕
- (ハ) 申請者の資格を有することを証する書類の写し
- (ニ) 当該輸入商品のカタログ類

② 2の(2)から(8)までに該当する場合

- (イ) 機械類輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕
- (ロ) 明細書（関税率表の第93・03項の散弾銃及びライフル、第93・04項の空気銃並びに第93・05項の銃身・弾倉（第93・03項の散弾銃用及びライフル用並びに第93・04項の空気銃用のもの。）に限る。）〔別紙様式2〕
※輸入承認申請の別紙として添付すること。
- (ハ) 申請者の資格を有することを証する書類の写し
- (ニ) 当該輸入商品のカタログ類

③ 2の(9)に該当する場合

- (イ) 機械類輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕
- (ロ) 当該輸入商品のカタログ類

④ 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）

⑤ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）

⑥ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用指定電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付資料の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。

⑦ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。

⑧ ⑥及び⑦の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

⑨ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めるこ

とがある。

※電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。

j p e g, j p g, g i f, p d f, t x t, h t m, h t m l, x m l

(9) 添付書類の省略

4(8)②(ハ)の申請者の資格を有することを証する書類のうち、次に掲げる書類(以下「資格許可書等」という。)については、本輸入注意事項又は本輸入注意事項以前の輸入発表に基づき、資格許可書等の写し2通及び原本誓約書2通を書面で提出し受理された場合には、以降の同様の申請において、資格許可書等の添付を省略することができる。

また、提出した資格許可書等に変更があった場合には、変更後の資格許可書等の写し2通及び原本誓約書2通を書面で提出し受理された場合には、以降の同様の申請において、資格許可書等の添付を省略することができる。

- ① 武等法第17条の規定による猟銃等の製造の許可
- ② 武等法第18条ただし書の規定による猟銃等を試験的に製造することの許可
- ③ 武等法第19条の規定による猟銃等の販売の許可
- ④ 火取法第5条の規定による火薬類の販売営業の許可
- ⑤ 火取法第12条第1項の規定による火薬庫設置等の許可
- ⑥ 火取法第13条ただし書の規定による許可
- ⑦ ①から⑥までの許可書の内容を変更したことを証する書類

(10) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

5 輸入承認基準

当該輸入承認申請が3又は4に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行うものとする。

(裏面)

⑨貨物の用途
⑩輸出業者名 (住所)
⑪製造業者名 (住所)
⑫特別有効期間の設定 ・ 輸入承認の日から _____ 月 ・ 理由

記入上の注意事項

- 1 ※印のある欄には記入しないでください。
- 2 「⑦国連番号 (UN No.)」欄は、火薬類を含む貨物の場合のみ記入してください。
- 3 「⑧貨物名・貨物の説明等」欄
 - (1) 機械類の場合は貨物名 (和訳) ・型・銘柄・仕様等を記入してください。
また、部品等を一括申請する場合等欄内に書ききれない場合は別紙に個々の機械名等を記入してください。
 - (2) 火薬類の場合は貨物名 (和訳) ・貨物の説明 (型・銘柄・規格・構造・火薬の組成及び数量) を記入してください。欄内に書ききれない場合は別紙に記入してください。
- 4 「⑫特別有効期間の設定」欄
輸入承認証の有効期間は6か月と定められていますが、この期間内に輸入が不可能な場合には特別有効期間を設定することが出来ます。
この欄に必要な期間とその理由を記入し、特別有効期間を必要とすることを立証する書類を添付してください。
- 5 用紙の大きさは日本工業規格A4とします。

明 細 書

銃の主要諸元 商品名 型及び銘柄	全 長	銃 身 長	口 径 の 長 さ	発 射 機 構	弾 倉 容 量	着 剣 装 置 の 有 無	ラ イ フ リ ン グ の 有 無	数 量

記入上の注意事項

- 1 輸入する猟銃等の主要諸元の各項目について、輸入時点の規格を記入してください。
- 2 表示単位は「mm、cm、inch、番、発」等とします。
- 3 輸入貨物が猟銃等の部品の場合
 - (1) 銃身については「銃身長、口径の長さ、着剣装置の有無、ライフリングの有無」について記入してください。
※ライフリングの有無の欄は、散弾銃及び散弾銃用銃身の場合のみ記入してください。
 - (2) 弾倉については「弾倉容量」を記入してください。
- 4 用紙の大きさは日本工業規格A4とします。

原 本 誓 約 書

経済産業大臣 殿

申請者記名
押印又は署名
住 所

本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。

- 武器等製造法第17条の規定による猟銃等の製造の許可
許可番号 _____
- 武器等製造法第18条ただし書の規定による猟銃等を試験的に製造することの許可
許可番号 _____
- 武器等製造法第19条の規定による猟銃等の販売の許可
許可番号 _____
- 火薬類取締法第5条の規定による火薬類の販売営業の許可
許可番号 _____
- 火薬類取締法第12条第1項の規定による火薬庫設置等の許可
許可番号 _____
- 火薬類取締法第13条ただし書の規定による許可
許可番号 _____
- 上記許可書の内容を変更したことを証する書類
許可番号等 _____

記入上の注意事項

- 1 該当する書類に・マークしてください。
- 2 許可番号等については、許可番号を記入してください。ただし、許可番号のない書類については、当該書類の受理年月日を記入してください。
- 3 用紙の大きさは日本工業規格A4とします。

経済産業省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 19 第 9 号
経済産業省貿易経済協力局

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 2 条第 3 項に規定する特定物質」の輸入の承認について」を別紙のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質」の輸入の承認について

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる特定物質の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

なお、平成7年5月2日付け輸入注意事項7第32号（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について）は、平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 対象品目

化学兵器禁止法第2条第3項に規定する特定物質。

なお、特定物質の具体的範囲については、化学兵器禁止法施行令（平成7年政令第192号）別表1の項第3欄又は第4欄を参照のこと。

2 書面申請手続

(1) 提出書類

- ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2通
- ② 特定物質を化学兵器禁止法上の許可使用者に譲り渡すために輸入する場合にあっては、当該譲り渡しに関する事項を記載した書面（別紙1の様式によるもの） 1通
- ③ 特定物質を化学兵器禁止法上の許可使用者自らが使用するために輸入する場合にあっては、当該使用許可番号を記載した書面（別紙2の様式によるもの） 1通
- ④ 特定物質の保管方法を説明した書面 1通
- ⑤ 申請者が下記（イ）から（ニ）までのいずれにも該当しないことを説明した書面 1通
 - (イ) 化学兵器禁止法又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (ロ) 化学兵器禁止法以外の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者で、その情状が特定物質の輸入をする者として不適当な者
 - (ハ) 禁治産者
 - (ニ) 法人であって、その業務を行う役員のうち上記（イ）から（ハ）までに該当する

者がある者

⑥ 申請者が法人である場合にあつては、その法人の定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
1通

⑦ その他必要と認められる書類

(2) 申請書の提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3) 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

3 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、宛先を記入のこと）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch, 2HD, 1.44MBフォーマット済みのもの）

（注）外国法人又は外国人の場合は、登記簿謄本又は住民票にかえて所在の証明できる書類

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

(イ) ダイヤルアップ申請用申請書編集ソフトウェア

(ロ) テキストエディタ

(ハ) XMLエディタ

② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

TA20

(6) 受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間(申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。)

(8) 添付書類

① 3の(1)の②から⑦までに同じ。

② 平成12年3月31日付け輸入注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号(電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。)の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類(以下「原本証明書」という。)

③ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した依頼書(様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。)

④ 上記書類のスキヤナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状(以下「送り状」という。)を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。

⑤ 電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。

jpeg, jpg, gif, pdf, txt, htm, html, xml

⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。

⑦ ④及び⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。

(9) その他、電子申請に係る運用は、運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

4 輸入承認基準

特定物質の輸入の承認は、当該輸入をしようとする者が次の各号の規定のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

- ① 上記2⑤（イ）から（ニ）までのいずれにも該当しないこと
- ② 当該輸入が化学兵器禁止法上の許可使用者に譲り渡すために、又は許可使用者自らが、その使用の許可に係る特定物質を輸入するものであること
- ③ その所持する特定物質を、かぎをかけた堅固な設備内で保管することが確実であること
- ④ その他化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと

5 輸入の承認条件

特定物質は、輸入承認証の承認後30日を経過してから輸入すること。

別紙1

特定物質譲渡し関係事項記載所

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその
代表者の記名押印又は署名
住所

輸入承認申請書商品名欄に記載された特定物質については、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり譲り渡します。

譲り渡す特定物質及び数量	
譲り渡す年月日	
譲り渡す者	
譲り渡す者の使用許可の番号	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙2

特定物質使用許可番号記載書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその
代表者の記名押印又は署名
住所

輸入承認申請書商品名欄に記載された特定物質の使用について、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第10条第1項の規定により受けた許可の番号は次のとおりです。

使用許可の番号	
---------	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

経 済 産 業 省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 19 第 10 号
経済産業省貿易経済協力局

「「廃棄物」の輸入の承認について」を別紙のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「廃棄物」の輸入の承認について

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる廃棄物の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

なお、当該廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等にも該当する場合の輸入の承認については、「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第11号）又は「台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第12号）に基づいて行います。

また、平成5年12月14日付け輸入注意事項5第16号（廃棄物の輸入の承認について）は平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 対象品目

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（同条第4項第二号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物を除く。）

2 書面申請手続

(1) 提出書類

- ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010）2通及びその写し2通
- ② 申請理由書（別紙の様式によるもの）1通及びその写し2通
- ③ 輸入契約書の原本及びその写し3通
- ④ 廃掃法第15条の4の4の規定による環境大臣の輸入許可書の原本及びその写し3通
- ⑤ その他必要と認められる書類

※③及び④の原本を除き、提出書類は原則として返還しない。

(2) 申請書の提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3) 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

3 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、宛先を記入のこと）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、（外国法人、外国人の場合は登記簿謄本、住民票にかえて、所在の証明できる書類）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch、2HD、1.44MBフォーマット済のもの）

（注）外国法人又は外国人の場合は、登記簿謄本又は住民票にかえて所在の証明できる書類

② 郵送先

〒100-890

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入号承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

a ダイヤルアップ申請用申請書編集ソフトウェア

b テキストエディタ

c XMLエディタ

② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

TA19

(6) 受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日

を除く。

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

- ① 3の(1)の②から④までに同じ。
 - ② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）
 - ③ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）
 - ④ 上記書類のスキヤナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
 - ⑤ 電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。
j p e g , j p g , g i f , p d f , t x t , h t m , h t m l , x m l
 - ⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
 - ⑦ ④及び⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
 - ⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。
- (9) その他、電子申請に係る運用は、運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

4 輸入の承認

当該輸入申請が上記3又は4に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行うものとする。

なお、廃掃法第15条の4の4第2項に定める国その他の環境省令で定める者が輸入を行う場合は、輸入の承認を要しないものとする。

[別 紙]

廃棄物の輸入に係る輸入承認申請理由書

申請年月日

経済産業大臣 殿

申請者 記名押印又は署名
住所（電話番号）

輸入貿易管理令第4条第1項2号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

記

- (1) 商品名
- (2) 型及び銘柄
- (3) 数量及び単価
- (4) 価格条件及び単価
- (5) 外国為替金額の総計
- (6) 原産地
- (7) 船積地域及び船積港
- (8) 到着予定年月日
- (9) 商品の説明及び用途

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

経済産業省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 19 第 11 号
経済産業省貿易経済協力局

「特定有害廃棄物等」の輸入の承認について」を別紙のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「特定有害廃棄物等」の輸入の承認について

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる特定有害廃棄物等の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

なお、平成5年12月14日付け輸入注意事項5第15号（特定有害廃棄物等の輸入の承認について）は平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 対象品目

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等。

なお、特定有害廃棄物等の具体的範囲については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第一号イに規定する物（平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号）、有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号。以下「条約」という。）附属書Ⅱ及び経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（平成13年環境省令第41号。以下「省令」という。）を参照のこと。

2 適用地域

全地域（台湾を除く。）

3 書面申請手続

(1) 提出書類

- ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010）2通及びその写し2通
- ② 申請理由書（別紙1の様式によるもの）1通及びその写し2通
- ③ 輸入契約書の原本及びその写し3通
- ④ 上記1に規定する物の輸入（⑤に該当する場合を除く。）の場合には、輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の原本及びその写し3通
- ⑤ 上記1に規定する物（省令に掲げる物に限る。）の経済協力開発機構の加盟国（以下「加盟国」という。）からの輸入の場合には、当該特定有害廃棄物等の運搬及び処

分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては、当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の原本及びその写し3通

- ⑥ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書類の原本及びその写し3通
- ⑦ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の4の規定による環境大臣の輸入許可書の原本及びその写し3通
- ⑧ その他必要と認められる書類

※③から⑦までの原本を除き、提出書類は原則として返還しない。

(2) 提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3) 受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号掲げる日。以下同じ。）を除く。

4 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、宛先を記入のこと）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、（外国法人、外国人の場合は登記簿謄本、住民票にかえて、所在の証明できる書類）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch、2HD、1.44MBフォーマット済のもの）

② 郵送先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

- ③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入号承認申請様式」に記載すべき事項

を規則第2条第4項に規定する申請する者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイアルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

- a ダイアルアップ申請用申請書編集ソフトウェア
- b テキストエディタ
- c XMLエディタ

② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

TA18

(6) 受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

① 3の(1)の②から⑦までに同じ。

② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）

③ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）

④ 上記書類のスキヤナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。

⑤ 電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。

jpeg, jpg, gif, pdf, txt, html, htm, xml

⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。

- ⑦ ④及び⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。
- (9) その他、電子申請に係る運用は、運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

5 輸入承認基準

- (1) 上記1に規定する物の輸入((2)に該当する場合を除く。)の承認は、以下の①から④のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、同法第15条の4の4の規定による環境大臣の輸入許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

- ① 条約の非締約国からの輸入ではないこと。
- ② 当該特定有害廃棄物の輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
- ③ 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足りる理由がないものとして、次の事項を満たしていること。
 - (イ) 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。
 - (ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていること(例：火薬類取締法(以下「火取法」という。)上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法(以下「毒劇法」という。)上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。)
 - (ハ) その他必要な事項に適合していること。
- ④ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

- (2) 上記1に規定する物(省令に掲げる物に限る。)の輸入であつて加盟国を輸出国とする輸入の承認は以下の①から③のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、同法第15条の4の4の規定による環境大臣の輸入の許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

- ① 当該特定有害廃棄物等の輸入に係る事前通告が我が国において受領されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
- ② 輸入される特定有害廃棄物等について、次の事項を満たしていること。
 - (イ) 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の書面による契約、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること(当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処

分を契約に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。)

(ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていること（例：火取法上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒劇法上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。)

(ハ) その他必要な事項に適合していること。

③ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

6 輸入承認条件

上記輸入承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。

通関前に経済産業大臣から「輸入移動書類」の交付を受けること。

輸入承認申請理由書の記入上の注意

<各欄への記入上の具体的な注意事項>

(第1、4、6欄)

輸出者、処分者及び予定されている運搬者について、以下の事項を記入すること

- ・氏名又は名称及び法人にあたってはその代表者の氏名
- ・住所又は所在地、電話、テレックス又はファクシミリの番号

(第2欄)

- ・処分作業の種類には、処分（非回収）作業、回収作業のいずれに該当するか、
 - ・特定有害廃棄物等は、事前認定を受けた回収施設へ運搬されるか、
 - ・書類は、一回の通告、包括的な通告のいずれかに係る特定有害廃棄物等に関するものか、
- について該当欄に「×」印を記入すること。

また、包括的な通告に係る特定有害廃棄物等に関する書類の場合には、当該通告の有効期限を記入すること。

(第3欄)

一回の通告（国境を越える移動の総回数が一回）の場合には「1」と記入すること。

包括的な通告の場合には、総移動回数を記入すること（例…総移動回数が6回の場合は、「6」と記入する）。

(第5欄)

特定有害廃棄物等の排出者に関する必要な情報を提供すること。

ただし、OECD決定（注）規定される事前認定を受けた回収施設に特定有害廃棄物等を運搬する場合には不要である。

輸出者が特定有害廃棄物等の排出者である場合は、「第一欄に同じ」と記入すること。

また、特定有害廃棄物等の排出者が複数である場合には、「別添資料参照」と記入し、各排出者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第6欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地がある場合には、「別添資料参照」と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第7欄)

処分施設に関する必要な情報（OECD決定に規定される事前認定を受けた回収施設にあっては、登録番号及び有効期限を含む。）を記入すること。

処分施設が処分者である場合には、「第四欄に同じ」と記入すること。

(第8欄)

輸出（入）移動書類で用いるコード表に従って、該当するコードを記入すること。

また、特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術（工程、方法）を記入すること。

(第9欄)

通告を行う前に必要とされる、輸出者と処分者（又は処分施設）との間の契約合意の日付を記入すること。

(第10欄)

書類に別添される資料の数を記入すること。

別添資料には添付が予定されている資料のほか、書類本体に記載できない補足的な情報を記入した資料を含む。

別添資料を添付するときは、当該記入欄に「別添資料参照」と記入すること。

(第11欄)

輸出者と処分者（又は処分施設）との間の契約合意における、保険又は金銭的保証の条項の有無について、該当する欄に「×」印を記入すること。「有」の場合には、当該条項の有効期限を記入し、移動を予定どおりに行うことができない場合の第三者への損害に対する保険や代替処分を可能とする金銭的保証などの重要事項について資料を添付すること。

(第12欄)

「輸出（入）移動書類で用いるコード表」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

(第13欄)

特定有害廃棄物等のこん包の数を記入すること。

(第14欄)

「輸出（入）移動書類で用いるコード表」に従って、該当する運搬手段のコード番号を記入すること。

(第15欄)

特定有害廃棄物等の名称並びに有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

「20℃における物理的状态」については、該当する欄に「×」印を記入すること。「その他」の場合には、その物理的状态を具体的に記入すること。

(第16欄)

IWIC（国際廃棄物同定コード）分類システムに基づいたコード又は廃棄物に関するその他の分類システムに基づいたコードを可能な限り記入すること。

(第17欄)

OECD決定（注）に基づき規制される回収作業が行われる特定有害廃棄物等について、以下の事項を記入すること。

OECD分類（黄級、赤級）については、該当欄に「×」印を記入すること。

なお、「その他」には、ある国がOECD決定の規定とは異なる方法で特定有害廃棄物等の管理を行うことを決定した場合に限り「×」印を記入することとし、その詳細については資料を添付すること。

OECD番号については、黄級又は赤級のリストに記載された該当する番号を記入すること。

(第18欄)

事故の場合の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「有」の場合には、その具体的内容（例…こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと）について資料を添付すること。

(第19欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書I及びIIIの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Iに掲げるY番号のうち該当するものを記入すること。

(第20欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書I及びIIIの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書IIIに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応するH番号を記入すること。

(第21欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書I及びIIIの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書IIIに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する国際連合分類区分を記入すること。

(第22欄)

国際連合の「危険物質の輸送に関する勧告」(Recommendations on the Transport of Dangerous Goods)に記載されている国連番号を可能な限り記入すること。

(第23、24欄)

第23欄には、特定有害廃棄物等の重量及び体積並びに外国為替金額の総計を、第24欄には、移動開始が予定されている日付を記入すること。

(第25欄)

特定有害廃棄物等の国境を越える移動の終了が予定されている日付を記入すること。

(第25欄)

関係国、(輸出国、通過国及び輸入国)のコード又は国名、権限のある当局の名称及び指定されている場合には入国及び出国の地点を記入すること。

なお、OECD国のコードについては、「輸出(入)移動書類で用いるコード表」に記載されている。

(注)「OECD決定」とは、経済協力開発機構の「回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定」(1992年3月30日)を指す。

別添

輸出（入）移動書類で用いるコード表

(第8欄)処分作業のコード番号

処分作業(回収につながらない作業)

- D 1 地中又は地上への投棄(例えば、埋立て)
- D 2 土壌処理(例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解)
- D 3 地中の深部への注入(例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入)
- D 4 表面貯留(例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。)
- D 5 特別に設計された処分場における埋立て(例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。)
- D 6 海洋を除く水域への放出
- D 7 海洋への放出(海底下への挿入を含む。)
- D 8 この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がD1からD12までのいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D 9 この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がD1からD12までのいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの(例えば、蒸発、乾燥、か焼、中和、沈殿)
- D 10 陸上における焼却
- D 11 海上における焼却
- D 12 永久保管(例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること。)
- D 13 D1からD12までのいずれかの作業に先立つ調合又は混合
- D 14 D1からD12までのいずれかの作業に先立つこん包
- D 15 D1からD12までのいずれかの作業が行われるまでの間の保管

回収作業

- R 1 燃料としての利用(直接焼却を除く。)又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
- R 2 溶剤の回収利用又は再生
- R 3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R 4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R 5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R 6 酸又は塩基の再生
- R 7 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R 8 触媒からの成分の回収
- R 9 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- R 10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R 11 R1からR10までに掲げる作業から得られた残しの利用
- R 12 R1からR11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R 13 R1からR12までに掲げるいずれかの作業のための物の集積

(第13欄)こん包の形態

- 1 ドラム管
- 2 木樽
- 3 ジェリカン
- 4 箱
- 5 袋
- 6 二重構造容器
- 7 圧力容器
- 8 ばら積み
- その他(明記すること。)

(第14欄)運搬の手段

- R=道路
- T=鉄道
- S=海路
- A=空港
- W=内水航路

(第20、21欄)国際連合分類区分及びH番号

UN分類区分	H番号	有害特性
1	H 1	爆発性
3	H 3	引火性の液体
4・1	H 4・1	可燃性の固体
4・2	H 4・2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
4・3	H 4・3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物
5・1	H 5・1	酸化性
5・2	H 5・2	有機過酸化物
6・1	H 6・1	毒性(急性)
6・2	H 6・2	病気をうつしやすい物質
8	H 8	腐食性
9	H 10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
9	H 11	毒性(遅発性又は慢性)
9	H 12	生態毒性
9	H 13	処分の後、何らかの方法により、H1からH12までの特性を有する他の物(例えば、浸出液)を生成することが可能な物

(第26欄)OECDコード

オーストラリア : AU	フィンランド : FI	アイルランド : IE	ニュージーランド : NZ	スイス : CH
オーストリア : AT				
フランス : FR	イタリア : IT	ノルウェー : NO	トルコ : TR	ベルギー : BE
ドイツ : DE				
日本 : JP	ポルトガル : PT	イギリス : GB	カナダ : CA	ギリシャ : GR
ルクセンブルク : LU				
スペイン : ES	アメリカ : US	デンマーク : DK	アイスランド : IS	オランダ : NL
スウェーデン : SE				

上記以外の国については、出来る限りISOスタンダード3166の略号を使用するものとする。

(19欄)Y番号: 附属書I 規制する廃棄物の分類

廃棄物の経路

- Y 1 病院、医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物
- Y 2 医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物
- Y 3 廃医薬品
- Y 4 駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 5 木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 6 有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 7 熱処理及び焼戻作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物
- Y 8 当初に意図した使用に適さない廃鉱油
- Y 9 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物
- Y 10 ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PT)若しくはポリ臭化ビフェニル(PBB)を含み又はこれらにより汚染された廃棄物物質及び廃棄物
- Y 11 精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタール状の残滓
- Y 12 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 13 樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 14 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの
- Y 15 この条約以外の法的な規制の対象とされていない爆発性の廃棄物
- Y 16 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 17 金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物
- Y 18 産業廃棄物の処理作業から生ずる残滓

附属書II 特別の考慮を必要とする廃棄物の分類

- Y 46 家庭から収集される廃棄物
- Y 47 家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓

次に掲げる成分を含有する廃棄物

- Y 19 金属カルボニル
- Y 20 ベリリウム、ベリリウム化合物
- Y 21 六価クロム化合物
- Y 22 銅化合物
- Y 23 亜鉛化合物
- Y 24 砒素、砒素化合物
- Y 25 セレン、セレン化合物
- Y 26 カドミウム、カドミウム化合物
- Y 27 アンチモン、アンチモン化合物
- Y 28 テルル、テルル化合物
- Y 29 水銀、水銀化合物
- Y 30 タリウム、タリウム化合物
- Y 31 鉛、鉛化合物
- Y 32 ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物
- Y 33 無機シアン化合物
- Y 34 酸性溶液又は固体状の酸
- Y 35 塩基性溶液又は固体状の塩基
- Y 36 石綿(粉じん及び繊維状のもの)
- Y 37 有機りん化合物
- Y 38 有機シアン化合物
- Y 39 フェノール、フェノール化合物(クロロフェノールを含む。)
- Y 40 エーテル
- Y 41 ハロゲン化された有機溶剤
- Y 42 ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤
- Y 43 ポリ塩化ジベンゾフラン類
- Y 44 ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン類
- Y 45 この附属書(例えば、Y 39及びY 41からY 44まで)に掲げる物質以外の有機ハロゲン化合物
 - (a) この条約の適用を容易にするため、並びに(b)、(c)及び(d)の規定に従うことを条件として、附属書Ⅷに掲げる廃棄物は、この条約第一条1(a)の規定に従い有害な特性を有するものとし、及び附属書Ⅸに掲げる廃棄物は、この条約第一条1(a)の規定の適用を受けない。
 - (b) 附属書Ⅷに掲げる廃棄物への指定は、特別の場合には、当該廃棄物がこの条約第一条1(a)の規定に従い有害でないことを証明するために附属書Ⅲを利用することを排除しない。
 - (c) 附属書Ⅸに掲げる廃棄物への指定は、特別の場合において、当該廃棄物が附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの物を含むときは、この条約第一条1(a)の規定に従い、当該廃棄物が有害な特性を有するものであるとすることを排除しない。
 - (d) 附属書Ⅷ及び附属書Ⅸは、廃棄物の特性を明らかにすることを目的とするこの条約第一条1(a)の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

経済産業省

平成19・02・27 貿局第3号
輸入注意事項19第12号
経済産業省貿易経済協力局

「台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等」の輸入の承認について」を別紙
のとおり制定する。

平成19年3月6日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等」の輸入の承認について

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、台湾を船積地域とする下記1に掲げる特定有害廃棄物等の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

なお、平成18年3月27日付け輸入注意事項18第9号（台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について）は平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 対象品目

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等。

なお、特定有害廃棄物等の具体的範囲については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物（平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号）並びに有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号）附属書Ⅱを参照のこと。

2 適用地域

台湾

3 書面申請手続き

(1) 提出書類

特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、移動ごとに以下の書類を提出するものとする。ただし、移動回数が複数回にわたる場合（最初の移動から最後の移動までの期間が1年を超えないものに限る。以下同じ。）、第2回以降の移動に係る輸入承認の申請に当たっては、②から⑥までの書類の提出を要しない。

- ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 3通
- ② 申請理由書（別紙1の様式によるもの） 3通
- ③ 輸入契約書の写し 3通
- ④ 輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の写し 3通
- ⑤ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書類の写し 3通
- ⑥ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第1

5条の4の4の規定による環境大臣の輸入許可書の写し 3通

⑦ 当該移動の内容に関する資料（別紙2の様式によるもの） 3通

⑧ その他必要と認められる書類

(2) 提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3) 受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

4 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送で行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、宛先を記入のこと）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、（外国法人、外国人の場合は登記簿謄本、住民票にかえて、所在の証明できる書類）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch、2HD、1.44MBフォーマット済のもの）

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入号承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

a ダイヤルアップ申請用申請書編集ソフトウェア

b テキストエディタ

c XMLエディタ

② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

TA26

(6) 受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

① 上記3の(1)の②から⑦までに同じ。ただし、移動回数が複数回にわたる場合、第2回以降の移動に係る輸入承認の申請に当たっては、上記3の(1)の②から⑥までの書類の提出を要しない。

② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）

③ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）

④ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。

⑤ 電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。

jpeg, jpg, gif, pdf, txt, htm, html, xml

⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。

⑦ ④及び⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。

(9) その他、電子申請に係る運用は、運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

5 輸入承認基準

輸入の承認は、当該申請が次の（１）から（６）までに該当する場合（移動回数が複数回にわたる場合、第２回以降の移動に係る輸入承認は、（１）から（７）までに該当する場合）に限り行うものとする。

また、廃掃法第２条第１項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸入の許可を受ける必要のあるもの（上記３の（１）の⑥に該当するもの）については、同法に基づく環境大臣による輸入の許可を受けていることを併せて確認するものとする。

（１） 次のいずれかに該当していること。

① 輸入される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有していること。

② 輸入される特定有害廃棄物等が我が国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされていること。

（２） 台湾以外からの輸入でないこと。

（３） 輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容と一致していること。

（４） 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足りる理由がないものとして、次の事項を満たしていること。

① 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。

② 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていること（例：火薬類取締法（以下「火取法」という。）上の火薬類に該当する場合は、火取法第１９条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第４条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）

③ その他必要な事項に適合していること。

（５） その他２００５年１２月１日付け有害廃棄物等の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決めの的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

（６） 輸入承認申請の内容が、上記３の（１）の②から⑧まで又は４の（８）の①の提出書類の内容と一致していること。

（７） 移動が複数回にわたる場合、第２回以降の移動に係る輸入承認申請に当たっては、それまでに輸入承認申請が行われた数量と当該輸入承認申請書の数量の合計が、上記３の（１）の②の提出書類の第２欄の数量の範囲内であること。

6 輸入承認条件

輸入承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。

１ 通関前に「移動書類」の写しを経済産業大臣に提出すること。

２ 本輸入承認証により輸入される貨物を運搬又は処分を行う者が、「移動書類」の原本を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬又は処分を行うよう措

置すること。

- 3 本輸入承認証により輸入された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- 4 本輸入承認証に係る貨物の輸入に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

輸 入 承 認 申 請 理 由 書

経済産業大臣 殿

申 請 者

記名押印

又は署名

申請年月日

住 所

電話番号

輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

1. 輸出者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者名： 電話、ファクシミリ、電子メール：		2. 事前通告 <input type="checkbox"/> 一回の通告 <input type="checkbox"/> 処分（非回収）作業 <input type="checkbox"/> 包括的な通告*1 *1 包括的な通告の有効期限： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 回収作業*2 *2 事前認定を受けた回収施設への運搬か <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		3. 移動回数：
4. 輸入者/処分者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者名： 電話、ファクシミリ、電子メール：		5. 特定有害廃棄物等の排出者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者名： 電話、ファクシミリ、電子メール： 排出場所： 排出過程：		
6. 予定される運搬者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者名： 電話、ファクシミリ、電子メール：		7. 処分施設 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者名： 電話、ファクシミリ、電子メールの番号： (事前認定を受けた回収施設) 登録番号： 有効期限： 年 月 日		
9. 輸出者と処分者との契約合意の日付： 年 月 日	10. 別添資料の数：			
11. 保険又は金銭的保証の条項の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 *有効期間： 年 月 日 *詳細については、資料を添付すること。		8. 処分作業のコード番号： 適用される技術：		
12. こん包の形態：	13. こん包の数：	14. 運搬の手段：		
15. 特定有害廃棄物等の名称、物理的特性、化学的組成*： 20℃における物理的状态： <input type="checkbox"/> 粉末状 <input type="checkbox"/> 固体状 <input type="checkbox"/> 糊状 <input type="checkbox"/> 泥状 <input type="checkbox"/> 液状 <input type="checkbox"/> 気体状 <input type="checkbox"/> その他 () *詳細については、資料を添付すること。		17. 特別な取扱の指示の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 *詳細については、資料を添付すること。		
		18. Y番号：	19. H番号：	
		20. 国際連合分類区分：	21. 国際連合番号：	
16. Waste identification code(廃棄物同定コード) <input type="checkbox"/> バーゼル条約附属書Ⅳ： <input type="checkbox"/> 国際廃棄物同定コード (IWIC)： <input type="checkbox"/> その他 ()：		22. 重量及び体積： 外国為替金額の総計：		
		23. 移動開始予定日： 年 月 日	24. 移動終了予定日： 年 月 日	
25. 権限のある当局、輸出入地点 台 湾 (船積港) 日 本 (入港予定地)				

(注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A3とします。

2. 「記載事項」は、別添の「特定有害廃棄物等の輸入に関する説明書及び輸入承認申請理由書の記入上の注意事項」を参照して記入下さい。

別紙 2

1. 輸出者

氏名又は名称：

住所：

2. 輸入者/処分者

氏名又は名称：

住所：

3. 処分施設

氏名又は名称：

住所：

4. 特定有害廃棄物等の名称

5. 予定される総輸入数量

6. 移動の状況

移動回数	輸入承認数量／輸入申請数量	通関数量

(注) これまで輸入承認のあった数量及び今回申請の数量を記入してください。

受理番号 _____

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

輸入承認申請理由書の記入上の注意事項

<各欄への記入上の具体的注意事項>

(第1、4、6欄)

輸出者、輸入者／処分者及び予定されている運搬者について、以下の事項を記入すること。

- ・氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
- ・住所又は所在地、電話番号、ファクシミリの番号、電子メールのアドレス

(第2欄)

- ・処分作業の種類には、処分（非回収）作業、回収作業のいずれかに該当するか、
 - ・特定有害廃棄物等は、事前認定を受けた回収施設へ運搬されるのか、
 - ・書類は、一回の通告、包括的な通告のいずれかに係る特定有害廃棄物等に関するものか、
- について該当欄に「×」印を記入すること。

また、包括的な通告に係る特定有害廃棄物等に関する書類の場合には、当該通告の有効期限を記入すること。

(第3欄)

一回の通告（国境を越える移動の総回数が一回）の場合には「1」と記入すること。

包括的な通告の場合には総移動回数を記入すること。

(第5欄)

特定有害廃棄物等の排出者に関する必要な情報を提供すること。

輸出者が特定有害廃棄物等の排出者である場合は、「第1欄に同じ」と記入すること。

また、特定有害廃棄物等の排出者が複数である場合には、「別添資料参照」と記入し、各排出者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第6欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地がある場合には、「別添資料参照」と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第7欄)

処分施設に関する必要な情報を記入すること。

処分施設が輸入者／処分者である場合には、「第4欄に同じ」と記入すること。

(第8欄)

輸出移動書類で用いるコード表（「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成18年3月27日付け輸出注意事項18第9号）に規定する「輸出移動書類（別紙様式3）で用いるコード表」をいう。以下同じ。）に従って、該当するコードを記入すること。

また、特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術（工程、方法）を記入すること。

(第9欄)

通告を行う前に必要とされる、輸出者と輸入者／処分者（又は処分施設）との間の契約合意の日付を記入すること。

(第10欄)

書類に添付される資料の数を記入すること。

別添資料には添付が予定されている資料のほか、書類本体に記載できない補足的な情報を記入

した資料を含む。

別添資料を添付するときは、当該記入欄に「別添資料参照」と記入すること。

(第11欄)

輸出者と輸入者／処分者（又は処分施設）との間の契約合意における、保険又は金銭的保証の条項の有無について、該当する欄に「×」印を記入すること。「有」の場合には、当該条項の有効期限を記入し、移動を予定どおりに行うことができない場合の第三者への損害に対する保険や代替処分を可能とする金銭的保証などの重要事項について資料を添付すること。

(第12欄)

「輸出移動書類（別紙様式3）で用いるコード表」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

(第13欄)

特定有害廃棄物等のこん包の数を記入すること。

(第14欄)

「輸出移動書類（別紙様式3）で用いるコード表」に従って、該当する運搬手段の形態のコード番号を記入すること。

(第15欄)

特定有害廃棄物等の名称並びに有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

「20℃における物理的状态」については、該当する欄に「×」印を記入すること。「その他」の場合には、その物理的状态を具体的に記入すること。

(第16欄)

バーゼル条約附属書Ⅷに基づいたコード記入すること。

また、I W I C（国際廃棄物同定コード）分類システムに基づいたコード又は廃棄物に関するその他の分類システムに基づいたコードを可能な限り記入すること。

(第17欄)

事故の場合の緊急の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「有」場合には、その具体的内容（例：こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと）について資料を添付すること。

(第18欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅰに掲げるY番号のうち該当するものを記入すること。

(第19欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応するH番号を記入すること。

(第20欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する国際連合分類区分を記入すること。

(第21欄)

国際連合の「危険物質の輸送に関する勧告 (Recommendations on the Transport of Dangerous Goods) に記載されている国連番号を可能な限り記入すること。

(第22欄)

特定有害廃棄物等の重量及び体積並びに外国為替金額の総計を記入すること。

(第23欄)

特定有害廃棄物等の移動開始が予定されている日付を記入すること。

(第24欄)

特定有害廃棄物等の国境を越える移動の終了が予定されている日付を記入すること。

(第25欄)

台湾及び日本の権限のある当局の名称及び指定されている場合には輸出及び輸入の地点を記入すること。